

【後発医薬品使用体制加算について】

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品、先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品）の使用に積極的に取り組んでおり、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。

【長期収載品にかかる選定療養費のお知らせ】

■ 先発医薬品（長期収載品）の選定療養とは

令和6年10月1日から導入された制度で、患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（長期収載品）を希望された際に、その差額の4分の1を選定療養費として負担していただく仕組みです。

■ 対象となる医薬品について

後発医薬品が市販されて5年以上経過した先発医薬品、または後発品への置換率が50%以上を超える先発医薬品が対象となります。

※ 医師が医療上必要と認める場合や、在庫不足等必要に応じて処方・調剤される場合は対象外となります。

[厚生労働省の「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について」](#)

一般名処方の取り組み

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。そのため、当院ではジェネリック医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

「一般名処方」とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。